特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、住民基本台帳事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務は、業者が提供しているシステムにより運営され、そのシステムの管理はサービス提供事業者が行っているため、サービス提供事業者における個人情報管理体制を確認する。

評価実施機関名

高知県南国市長

公表日

令和6年12月5日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
	南国市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、南国市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。
	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、南国市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一定化し、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ総一的に行うものであり、南国市において住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を高知県と共同して構築している。
	南国市は住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報は次の業務で取り扱う。
②事務の概要	・個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ・転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の 修正 ・住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置
	・転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知・本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付
	・住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事対する通知・地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会
	・住民からの請求に基づく住民票コードの変更・個人番号の通知及び個人番号カードの交付
	・個人番号カード等を用いた本人確認・サービス検索・電子申請機能での受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知
	なお、上の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35号(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
	住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 宛名連携システム 中間サーバー
③システムの名称	戸籍・住基連携サーバー コンビニ証明プリントシステム サービス機能・電子申請機能 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」 は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているた
	め、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報フ	アイル名
住民基本台帳ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)が含まれる項(1.2.3.5.7.11.13.15.20.28.37.39.48.53.57.58.59.63.65.66.69.73.75.76.81.83.84.86.87.91.92.96.106.108.110.112.115.118.124.129.130.132.136.137.138.141.142.144.149.150.151.152.155.156.158.160.163.164.165.166の項)
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署
①部署	市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	〒783-8501 高知県南国市大埇甲2301番地 南国市役所 市民課 TEL 088-880-6574(市民課直通)
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒783-8501 高知県南国市大埇甲2301番地 南国市役所 総務課 TEL 088-880-6551(総務課直通)

9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)5	00人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内 人情報に関す	内に、評価実施機関において特定個 「る重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) タ	発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
			<選択肢>				
			1) 基礎項目評価書				
]	基礎項目評価書]	2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書				
			3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を 載されてい		れぞれ重点項目評価書又は全	項目評価書において、リスク対策の詳細が記				

2. 特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステ	ムを通り	じた入り	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱	いの委託				I]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託	たや情報提供ネットワーク	システ.	ムを通じ	た提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステム	よとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[課題が残されている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
					の旅園が残られ	ている	
8. 人手を介在させる作業				[]人手を介在させる何		ない

判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する事務があるが、いずれの局面においても2名以上での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクは少ないが全く発生しないとは考えにくいため。
9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育	·啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えら れる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 信報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> () 特に力を入れている () 十分である () 2) 十分である (3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないような申請書様式となっており、必要のない情報提出については返却またはその場で廃棄しシュレッダーにかけている。目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	I 関連情報 4. 情報ネット ワークシステムによる情報連 携	②法令上の根拠・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、11、112、113、114、116、117、120の項)	②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	表記の変更
平成29年7月7日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署	②所属長 課長 島本 佳枝	②所属長 課長 崎山 雅子	事後	人事異動後
平成29年7月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	平成26年12月1日時点	平成29年3月31日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
平成29年7月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数	平成26年12月1日時点	平成29年3月31日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
平成30年7月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	平成29年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
平成30年7月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数	平成29年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	(新規)	(新規)	事後	項目が新規に追加された
平成31年4月1日	5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	課長 崎山 雅子	課長	事後	項目の変更
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事 務 ③システムの名称	1. 番号法・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民悪の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 宛名連携システム 中間サーバー コンビニ証明プリントシステム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事後	誤記及びシステムの追加
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和3年4月1日	Ⅳ リスク対策 8監査	実施の有無【自己点検】	実施の有無【内部監査】	事後	点検方法の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事 務 ③システムの名称	家のつら、市町村じらにおいて管理かなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載	住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 宛名連携システム 中間サーバー 戸籍・住基連携サーバー コンビニ証明プリントシステム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、 住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事後	システムの追加
	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、1	「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、	事後	番号法改正に伴う変更
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事 務 ②事務の概要	の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報は次の業務で取り扱う。 ・個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成・転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正・住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置・転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知・本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付	特定個人情報は次の業務で取り扱う。 ・個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ・転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は	事後	引っ越しワンストップ開始による追加
令和5年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事 務 ③システムの名称	す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳	住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 宛名連携システム 中間サーバー 戸籍・住基連携サーバー コンビニ証明プリントシステム サービス機能・電子申請機能 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事後	引っ越しワンストップ開始によ る追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	提出時の最新の時点に変更
令和6年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	制限)及び別表第一第二懶(情報提供者)か「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)が含まれる項(1.2.3.5.7.11.13.15.20.28.37.39.48.53.57.58.59.63.65.66.69.73.75.76.81.83.84.86.87.91.92.96.106.108.110.112.115.118.124.129.130.132.136.137.138.141.142.144.149.150.151.152.155.156.158.160.163.164.165.166の項)	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年10月1日	せる作業		(新規)	事後	新規項目追加
令和6年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度 が高いと考えられる対策		(新規)	事後	新規項目追加